

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第62号）

（理財局税務部主税課）

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第119号）の施行により地方税法の一部が改正されることに伴い次のとおり必要な措置を講じるとともに、証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年法律第54号）の施行により証券取引法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

1 固定資産税及び都市計画税

国立大学法人等及び非課税地方独立行政法人（地方税法第25条第1項第1号に規定する国立大学法人等及び非課税地方独立行政法人をいいます。以下同じ。）が所有する固定資産のうち、一定のものに係る固定資産税及び都市計画税を非課税とする措置が講じられたことに伴い、当該措置の適用を受けることとなる時、及び当該措置の適用を受けなくなるときは、その旨を市長に申告しなければならないこととします。（第57条関係）

2 軽自動車税

軽自動車等の所有者が国立大学法人等及び非課税地方独立行政法人である場合において、その使用者が当該軽自動車等を公用又は公共の用に供さないときは、その者に対して、軽自動車税を課することとします。（第68条関係）

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第62号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第57条中「, 第6項又は第7項」を「又は第6項から第8項まで」に改める。

第68条第3項本文中「及び非課税独立行政法人」を「, 法第25条第1項第1号に規定する非課税独立行政法人及び国立大学法人等」に、「及び財産区」を「, 財産区, 地方開発事業団及び同号に規定する非課税地方独立行政法人」に改める。

附則第19条の3第6項中「第2条第17項」を「第2条第20項」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(理財局税務部主税課)